

## 滋賀県予防接種事故対策費負担（補助）金交付要綱

### （通 則）

第 1 条 予防接種事故対策費負担金および補助金（以下「負担（補助）金」という。）については、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和 51 年法律第 69 号）（以下「一部改正法」という。）附則および滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところにより交付する。

### （交付の目的）

第 2 条 この負担（補助）金は、予防接種法および一部改正法附則の規定に基づく給付事業等および予防接種健康被害に関する調査事業を行うことにより予防接種による健康被害者を救済することを目的とする。

### （交付の対象）

第 3 条 この負担（補助）金は、市町が行う次の事業を交付の対象とする。

#### （1）負担金

予防接種法第 26 条第 2 項および昭和 51 年一部改正法附則第 3 条第 2 項の規定に基づく給付事業

#### （2）補助金

平成 3 年 7 月 30 日付け滋健第 1055 号滋賀県健康福祉部長通知の「市町村予防接種健康被害調査委員会設置指導方針」に基づき設置された予防接種健康被害調査委員会による予防接種健康被害に関する調査事業

### （交付額の算定方法）

第 4 条 この負担（補助）金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、給付事業について算出された額に 1 円未満の端数が生じた場合はこれを切捨て、調査事業について算出された額については、1,000 円未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てるものとする。

（1） 次の表の第 1 欄に定める区分ごとに第 2 欄に定める基準額、第 3 欄に定める対象経費の実支出額および当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額を選定する。

（2） （1）により選定された額に 4 分の 3 を乗じて得た額を交付額とする。

| 1 区 分 | 2 基 準 額  | 3 対 象 経 費   |
|-------|--|---|
| 給付事業  | 予防接種法第15条第1項および昭和51年一部改正法附則第3条第1項の規定による給付に要した額 | 医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金及び葬祭料の給付に必要な補償、補填および賠償金等                     |
| 調査事業  | 239,000円×<br>事故調査件数                            | 予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に必要報酬、報償費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費）、使用料および賃借料 |

（交付の条件）

第5条 この負担（補助）金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （3）負担（補助）金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

第6条 この負担（補助）金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

（交付決定）

第7条 規則第4条の規定による負担（補助）金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（実績報告）

第8条 この負担（補助）金の事業実績報告は、事業完了後30日以内または翌年度4月30日のいずれか早い日までに別紙様式3による報告書を知事に提出して行わなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成 3 年 1 1 月 2 7 日から施行し、平成 3 年度分の負担(補助)金から適用する。

2 滋賀県予防接種事故対策費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成 6 年 1 1 月 2 8 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 3 0 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年 1 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 1 1 月 2 9 日から施行する。